

# 宇都宮市景観計画【概要版】

## 序章 景観計画の概要

### 1 背景と目的

景観法が施行され、法に裏づけされた良好な景観形成に関する規制・誘導が実現可能となり、市民・事業者・市が常に景観を意識したまちづくりを進め、適切な役割分担のもとで、景観法の基本理念を踏まえながら、魅力的な景観の保全・創出を実現するものである。

### 2 性格と役割

景観法に基づく法定計画である。また、各主体が共有する目標を掲げ、市民や事業者、市のそれぞれ目指すべき方向を示すことにより、良好な景観の保全・創出の実現を目指す計画とする。

### 3 位置付け

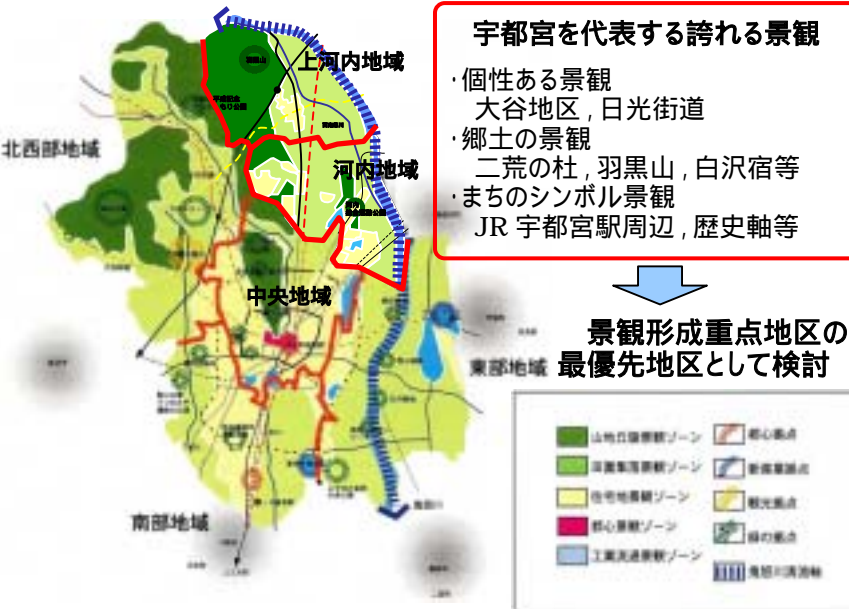
第5次総合計画の策定を見据え、第4次総合計画改定基本計画における分野別計画の「安全で快適なまちづくり」の「美しい都市景観をつくる」のための計画である。関連計画との整合性を考慮した、「宇都宮市都市景観基本計画」等に基づく計画である。

### 4 市民、事業者、市の役割

市民の役割……自主的な取組、地域の景観形成への参加  
事業者の役割……事業活動での景観形成、地域の景観活動への参加  
市の役割……総合的な施策、景観意識の高揚、国・県との連携

## 第1章 景観計画の区域

### 1 景観計画の区域(宇都宮市全域)



### 2 景観形成重点地区等

特徴のある景観を有している地域などを**景観形成重点地区**として指定  
地域住民自ら景観形成に取り組む地域を**景観形成推進地区**として指定

地域住民等の意見を聴きながら、**制限基準(色彩・デザイン・緑化等)**を定める。

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### 1 市全域における景観計画について

本計画は、市全域の良好な景観形成を図る上で、基本となる目標や各地域ごとの基本的な考え方を示すとともに、市全域としての行為の制限や景観上重要な要素(屋外広告物、公共施設、大規模建築物など)に対する考え方を示す。

### 2 市全域における基本方針(宇都宮市都市景観基本計画より)

#### (1) 基本目標

宇都宮らしい美しい都市景観の形成  
豊かな風土に育まれた  
うつくしの都(美しい宇都宮)づくり

#### (2) 基本方針

- 1 やすらぎのある緑景観の創造
- 2 うるおいのある水景観の創造
- 3 豊かな歴史・文化景観の創造
- 4 調和のある街並み景観の創造
- 5 快適な道路・広場景観の創造

#### (3) 地域別の景観形成の方針

都市計画マスタープランにおける地域別計画等を踏まえ、6つの地域に区分し、更に景観特性から5種類のゾーンに分け、景観形成の方向を示す。

#### 北西部地域

優れた自然景観や観光資源を保全・活用し、身近な自然と親しめる景観を目指す。

#### 中央地域

自然と文化の調和を図りながら、中核都市にふさわしい魅力ある景観を目指す。

#### 東部地域

鬼怒川を中心に広がる田園景観を保全し、産・学・住が調和した景観を目指す。

#### 南部地域

のどかさを感じさせる田園景観を保全し、立地の良さを活かした快適で活力のある景観を目指す。

#### 上河内地域

豊かな自然景観や田園景観を保全・活用し、自然とふれあい緑あふれる景観を目指す。

#### 河内地域

自然景観や文化資源を保全・活用し、ひと・まち・自然が調和した景観を目指す。

## 第5章 今後の取組

### 1 市民意識の高揚 2 重点地区等の推進 3 協働による景観づくり

・啓発活動の展開  
・既存事業との連携(表彰、美化運動等)

・段階的な対応  
・他法令手法の活用(地区計画、景観地区等)

・市民参加の促進  
・提案制度等の活用(協議会、アドバイザー等)

## 第3章 良好な景観形成のための行為の制限

### 1 市全域における制限

#### (1) 届出対象行為(大規模行為)

建築物……高さ10mを超えるもの、又は建築面積1,000㎡を超えるもの  
工作物……高さ10mを超えるもの、又は築造面積1,000㎡を超えるものなど  
開発行為……開発面積10,000㎡(1ha)を超えるもの

#### (2) 行為の制限(主な制限内容)

| 項目         | 制限   |                        |
|------------|------|------------------------|
| 外部空間       | 敷地境界 | 生け垣や透視性の高い素材を使う。       |
| 建築要素       | 屋根外壁 | 彩度(3以下)を抑え落ち着いたものとする。  |
| 附属施設等      | 照明   | 住宅街等は落ち着いた照明とする。       |
| 工作物等       | 広告物等 | 周囲の景観に調和した色彩及びデザインとする。 |
| 共通項目       | 植栽緑化 | 建物等の周辺は樹木や草花で緑化を図る。    |
| その他、制限項目あり |      |                        |

### 2 景観形成重点地区等における制限

地区ごとに定められる行為を届出の対象とし、**行為の規模、制限内容について別途定める。**

## 第4章 その他良好な景観形成に関する事項

### 1 屋外広告物の表示・掲出に関する事項

#### 基本的な考え方

屋外広告物は、良好な景観形成の重要な要素の一つであるため、周囲の景観と調和した適正な表示・掲出が必要である。

#### 表示・掲出に関する方針

・宇都宮市屋外広告物条例に基づき設置する。  
・景観形成重点地区等における制限については、条例で担保し、計画との連携を図る。

### 2 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

#### 基本的な考え方

愛着の持てる景観づくりを行うため、市民に親しまれている建造物や樹木は、積極的に保全・活用を行うこととする。

#### 指定の方針

美しいデザインや魅力的な外観を有し、地域の良好な景観形成に寄与するものや、周辺景観の核として、良好な街並みの雰囲気を出しているものなどを指定する。



### 3 景観重要公共施設の整備に関する事項

#### 基本的な考え方

道路や河川等の公共施設は、景観の骨格を形成し、地域のシンボルとなるものであるため、先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

#### 整備に関する方針

良好な景観形成のための整備方法を担保する必要があるものについて、景観重要公共施設に位置づけることとする。

